

なっている。この支出の正当性について施設所管課に質問したところ、「期中においては急な支出が発生する可能性もあるため、備品の購入を抑制し、決算までに予期していない支出が生じなかった場合、必要な備品を3月にまとめて購入している」という回答であったが、購入された備品が本当に必要か否かの確認は、施設所管課は行っていない。

基本協定書第35条（下部参照）にあるように剰余金が生じた場合、指定管理者は委託料を大分県に対して返還する義務を負っている。協定書上は「協議」の上となっているが、指定管理者においては委託料が余った場合、剰余金を作らずに消化してしまうインセンティブが働くことが想定される。

このような状況であるため、施設所管課としては支出された内容については、正当性を確認しなければならないが費用の内容までの確認は行っていない。特に、年度末の支出に関しては支出の正当性をより注意深く確認すべきである。

また、単年度ごとに剰余金の返還が行われているが、協定期間は5年間であることを鑑みると、投資計画等に基づいた必要な投資については繰越を認めることがかえって無駄な支出を抑制することにつながることも考えられる。

大分県総合文化センター及び大分県立美術館の管理に関する基本協定書

第35条 管理業務に係る委託料の精算

年度ごとの管理業務の実施に係る委託料を精算した結果、当該年度において剰余金が生じた場合には、甲乙協議の上、乙は甲の指定する方法によりこれを甲に返還するものとする。

指摘	A-8	光熱水費の見直しについて
勸奨事項	施設の事業費において光熱水費は多額になっており、コスト削減のための積極的な検討を行うことが必要である。例えば、電力自由化により様々な会社が電力事業者として参入し競争が起きており、契約見直しによる電気代の削減が期待できる。総合文化センターにおいても、ホテル等の他機関に働きかけ、可能な限りコスト削減を進めていくことが求められる。	

《補足》

総合文化センター及び県立美術館の光熱水費は、次のとおりである。

光熱水費（平成 30 年度）

	総合文化センター	県立美術館
光熱水費支出	87,205 千円	60,998 千円
事業活動支出合計	443,046 千円	337,476 千円

光熱水費については他の機関との協議、議事録等は確認できなかったが、指定管理者によると、既に県立美術館は入札契約に向けた検討を行っており、総合文化センターにおいても、ホテル等の他機関に契約方法の見直し等の提案を行っているとのことであった。

施設 3	大分県立別府コンベンションセンター	指定管理
-------------	--------------------------	------

所管部課室	商工観光労働部 観光局 観光政策課
施設所在地	別府市山の手町 12-1
施設概要	資料編 P 18~25
施設略称	ビーコンプラザ
指摘略号	B

【監査結果】

指摘 B-1	ビーコンプラザの競争力向上について
勸奨事項	九州内近隣の県にMICE施設が新設されることにより、ビーコンプラザの競争力が低下するおそれがある。 ビーコンプラザの競争力を高めるためには、別府市のポテンシャルを効果的に発信するとともに、近隣の宿泊施設との連携を強める等、利用者が使いやすいサービスメニューを揃えることを意識すべきである。

《 補足 》

MICEとは、多くの集客が見込めるイベントなどの総称であり、Meeting (会議)、Incentive tour (勸奨旅行) Convention (国際会議、学術会議)、Event (イベント、展示会) の頭文字をとった言葉である。

MICEは、各地から人を集めることにより、高い経済効果や地域のブランド力を向上させる取組であり、その目的のため別府市にコンベンションセンターを開設している。

ところが近年、福岡県、熊本県、長崎県等に類似施設が開設、または計画されており、ビーコンプラザの競争力が低下しないか懸念される場所である。

全国的なMICEの開催状況は、「3千人から1万人の会議」が増加傾向であり、特に5千人規模の会議割合が高いようである。(出典:札幌市平成30年(2018年)5月、(仮称)新MICE施設整備基本計画)

ビーコンプラザとしては増加傾向にある5千人規模の会議をターゲットとして誘致することがひとつの打開策となるであろうし、また、宿泊施設は併設されていないが、別府という地域の特性を活かし、様々な宿泊施設とタイアップした営業活動を行うことも念頭に置くことが望まれる。

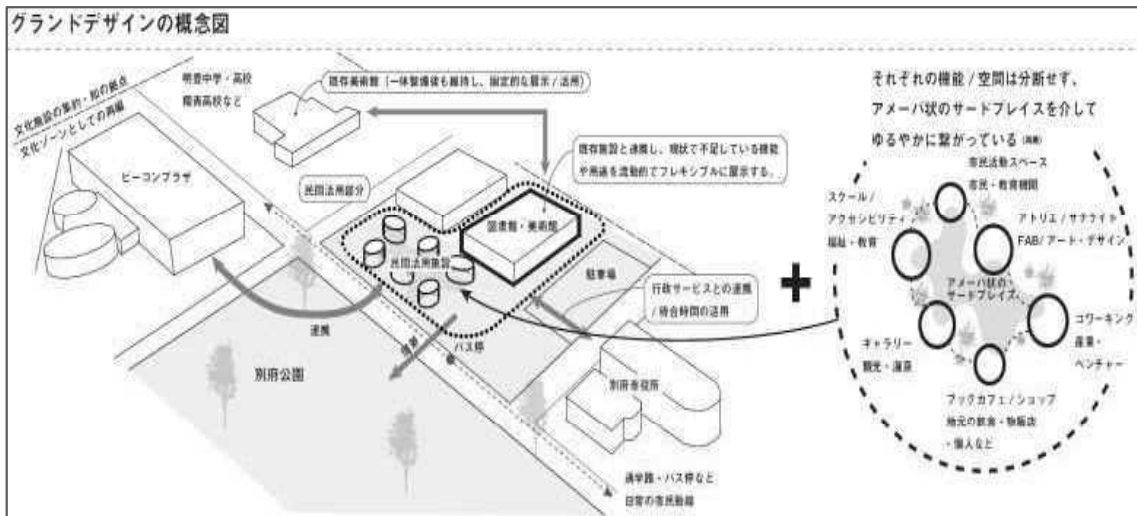
指摘 B-2	用途が定まっていない空きスペースについて
勸奨事項	平成29年7月から利用されていないスペースがある。これについては、MICE開催時の分科会として利用できる会議室やイベント時に託児スペースとして活用できる多目的スペース等、様々な活用方法を検討すべきである。

《 補足 》

別府市は平成31年3月に「別府市図書館・美術館整備構想」を策定している。それによると、ビーコンプラザの近くに図書館・美術館を整備して、別府の特性を最大限に生かした新しい公共空間の可能性を検討しているということであり、ビーコンプラザはその公共空間の中で図書館・美術館として連携するランドデザインが描かれている。

ビーコンプラザの空きスペースは、別府市が描いているランドデザインと機能が重複しないように調整する必要がある。

別府市図書館・美術館整備構想(概要・平成31年3月、抜粋)



指摘 B-3	不採算施設の十分な検討について
改善事項	主要4施設に含まれていない施設について損益管理が不十分となっている。多大な管理コストの節減のためにも個別に損益管理をしたうえで、利用者の増加、収益の増加策について対応策を立案、実行していくことが望まれる。

《補足》

ビーコンプラザでは、コンベンションホール、国際会議室、レセプションホール、フィルハーモニーホールが主要4施設として、その平均利用率が目標指標とされているが、この他にグローバルタワーという施設がある。

グローバルタワーは、年間利用者数という観点からは確かに主要4施設よりも少なく、主要とはいえないが、その一方で塗装改修工事が61,399千円（平成28年度）発生し、利用料金収入は5,954千円（平成30年度）に留まっており、収支の面において多額の損失を計上している状況にある。

グローバルタワーの利用は「観光的要素」を有しており、主要4施設とも区分しやすい。今後は、施設ごとの損益（収支）管理を行い、ネーミングライツ、タワーの特性を生かしたイベント企画等により、積極的な利用者増加に努めるべきである。赤字が続くことになれば、長期的な損益計画を把握し、当該施設の改廃を含めた検討を行うこともやむを得ないと思われる。

グローバルタワーの過去の損益については、光熱費などが個別に検針されていない等の理由により、指定管理者及び県において測定されていないとのことであったが、受付窓口や修繕などは賦課し、光水熱費は按分する等して、可能な限り損益状況を作成し、モニタリングを行う必要がある。

ビーコンプラザ全体図



指摘	B-4	指定管理料の妥当性の検討について
勸奨事項	<p>応募が1者となっており、公平な競争の機会の確保、競争原理が働いているか判断しづらい状況となっている。指定管理料の算定に当たっては、施設所管課において過年度実績のみならず、外部資料などを活用する等、指定管理料の妥当性を検討する必要がある。</p>	

《補足》

施設の規模、特性から、イベントの誘致などの集客と施設管理の両方を実行できる組織はある程度限られており、多数の応募者が出てくる可能性は低い。指定管理者制度の導入目的の基本の一つである運営管理コストの削減についての検討を可能な限り丁寧に行っていく必要がある。この点については施設所管課のみならず他の指定管理施設でも同様であるといえる。

計画対比で異常な増減については詳細に要因を分析し、原因把握のみならずそれが妥当であるかといった評価もなされるよう努められたい。

指摘	B-5	仕様書と条例の整合性について
不備事項	<p>施設の利用制限に関する条例において「許可しないものとする」とされている事項が、仕様書上は「許可をしないことができる」と記載されていた。条例違反となる余地のないよう、仕様書を見直す必要がある。また、今後仕様書を作成する場合に当たっては、条例と規程を十分に照らし合わせる必要がある。</p>	

《補足》

大分県立別府コンベンションセンター管理業務仕様書「第4 ビーコンプラザの利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務の基準」の「1 (3) 施設の利用の制限に関する事項」の中で、県条例第4条第2項各号のいずれかに該当する場合には、「指定管理者は、利用の許可をしないことができる」とされているが、条例本文を見ると、「指定管理者は、センターを利用する者が〜と認める場合は、センターの利用を許可しないものとする」とされている。

指摘 B-6	事業報告書の意義について
改善事項	事業報告書においては、開催イベントの内容や利用人数や収支報告などの結果は説明されていたが、協定書に掲げられている目標を達成するために、指定管理者が重要視しているプロセスや指標、対処すべきリスク・課題が具体的に記載されているとまでは判断できなかった。指定管理者の目線で県と対話ができるよう、具体的な視点を取り入れて報告書を作成することが望ましい。

《補足》

「大分県立別府コンベンションセンターの管理に関する基本協定書」には、次のような定めがあり、毎月業務報告書、年1回事業報告書が提出されている。

指定管理者制度運用ガイドラインにおいては、業務報告書及び事業報告書は、以下のように定められている。

指定管理者制度運用ガイドライン（平成29年1月改定版、抜粋）

<p>第3章 モニタリング</p> <p>1 モニタリングとは</p> <p>指定管理者による施設の管理運営及びサービスの提供に関し、県と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかについて監視・チェックを行うもの。</p> <p>2 指定管理者によるモニタリング</p> <p>(2) 業務報告書の提出</p> <p>指定管理者は、基本協定書にのっとり、毎月指定する日までに前月の業務内容を記載した業務報告書を提出しなければならない。業務報告書には、原則として以下の内容を記載することとする。</p> <p>ア 管理業務の実施状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理実績 … 清掃、草刈り、備品購入等 <p>イ 自主事業の実施状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績 … 事業の内容、集客数、広報活動等 <p>ウ サービス改善提案事業に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績 … 事業の内容、集客数、広報活動等 <p>エ 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 … 対前月・前年比較及び対前年の増減理由、利用者増加に向けた取組内容等
--

- ・目標指標 … 達成見込み、目標達成に向けた取組内容等
- オ 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- ・収支状況 … 収入は対前月、対前年比較及び対前年の増減理由を付す。収入増加に向けた取組内容等
- カ 利用者からの苦情とその対応状況
- ・利用者意見 … 利用者からの意見、苦情、要望及びその対応等
- キ 施設設備の維持管理状況
- ・安全点検 … 施設設備の破損、腐食、劣化等の点検及び水質汚濁、空調、エレベーター、自動ドア等の各種保守点検等
- ・修繕状況 … 軽微な補修も含む。(修繕前後の写真は、指定管理者において保管)
- ク その他
- ・職員研修 … 危機管理、接遇、人権等の研修実績
- ・指示事項 … 県から指示された事項に対する対応状況

(4) 事業報告書の提出

指定管理者は、基本協定書で定める期日までに前年度の事業内容を記載した事業報告書を提出しなければならない。

事業報告書には、(2)の内容に加え、利用者満足度調査に基づく課題分析の結果、業務改善の実施状況及び自己評価等を記載することとする。なお、目標指標の達成状況については、達成、未達成の主な要因を分析し、記載するとともに、未達成となった場合は、今後の対策も併せて記載することとする。

基本協定書においては、業務報告書及び事業報告書は、以下のように定められている。

(モニタリングの実施)

第 28 条 甲は、乙が行う業務の実施状況を把握し、センターの良好な管理運営を確保するため、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。

(1) 定期モニタリング

乙は、毎月終了後 10 日以内(管理経費の収支状況については、30 日以内)に、業務に関する次に掲げる事項を記載した業務報告書を提出するものとし、甲は、提出された業務報告書により、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

ア 管理業務の実施状況に関する事項

- イ 自主事業の実施状況に関する事項
- ウ サービス改善提案事業に関する事項
- エ 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
- オ 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- カ 利用者からの苦情とその対応状況
- キ 施設設備の維持管理状況
- ク その他甲が指示する事項

(事業報告書)

第30条 乙は、毎年度終了後、業務に関し、1ヶ月以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) サービス改善提案事業の実施状況に関する事項
- (4) 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
- (5) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (6) 利用者満足度調査に基づく課題分析の結果、業務改善の実施状況及び自己評価
- (7) 施設設備の維持管理状況
- (8) その他甲が指示する事項

収支報告書や事業報告書を閲覧したところ、上記事項について記載されていることは確かめることができたものの、指定管理者が基本協定書及びその他指定管理者が設定した目標に対して、開催実績に至るまでの経営の基本方針や戦略、またリスクや課題が記載されていなかった。

事業の概要等の記述情報によって、財務情報を補完し、県(民)による指定管理者及び指定管理業務の適切性を判断することを可能とし、記述情報が開示されることにより、県及び指定管理者との中で建設的な対話が促進され、指定管理者の経営の質及び県の管理の質並びに指定管理施設の効果を持続的に高めることができるものと思われる。指定管理者に、次のような点を事業報告書に盛り込むよう指示、依頼することを検討することも一案である。

- ・ 事業目的及びその目的達成に対する指定管理者の行動プロセス
- ・ 事業目的に対して指定管理者が打ち出している理念、運営方針
- ・ 指定管理者が設けている重要な指標(財務KPI、非財務KPI)

※KPI:重要業績評価指標(Key Performance Indicator)

- ・開催実績が可能となった要因について、指定管理者の視点からの分析
- ・開催実績が不可能となった要因について、指定管理者の視点からの分析
- ・事業運営に影響を及ぼしうる重要なリスク、不確実性等の情報
- ・目指すべき財務の方向性や姿について、指定管理者が考えている事項
- ・施設の最大限の活用に向けた指定管理者における議論
- ・指定管理者が捉える経営環境（市場の状況、競争優位性等）

報告書が作成、提出することが主目的とならないような報告書にするため、報告書の内容を見直すことが有用である。

指摘	B-7	事業計画書と収支計画書、事業報告書との整合性について
不備事項	<p>指定管理者の提出した事業計画書や業務計画書と事業報告書の内容が整合しない事項があり、これについて事業報告書では特段の記載がなかった。指定管理者は、まず事業計画書や収支計画書、事業報告書を比較して、内容の整合性について確認し、県に報告する必要がある。また、この点について施設所管課は、十分な指導を行う必要がある。</p>	

《補足》

例えば、事業計画書の「運営管理の実施体制及び組織」の中で記載されている組織図の部名等と業務計画書や事業報告書の部名等が異なっていることについて、特段のコメントが付されていない点が見受けられた。また、業務計画書上の人員配置図と、事業報告書の運営体制のスタッフの数が異なっていることについて、特段のコメントが付されていなかった。

指摘	B-8	収支実績書（年次）、収支報告書（月次）のあり方について
改善事項	<p>年度の事業報告書に係る収支実績書には、予算額と収入実績額で大きく差額が生じているものについて、説明が記載されていなかった。</p> <p>また、月次の収支報告書においては、単月及び累計の実績額は記載されているものの、予算欄が設けられておらず、期中の予算実績管理（予実管理）が十分に検討されているとは評価できなかった。</p> <p>予実管理を可能な限りタイムリーかつ十分に行い、指定管理者と施設所管課で情報共有して、その差を埋めていくための新たな施策や改善策を実施するように努められたい。</p>	

《補足》

年度報告に係る検証のみでは、当該検証が終わる頃には翌年度の事業が数か月も経過しているといった形になってしまい、改善案が次年度に目に見える形では反映されにくい。期中の段階から定量的なデータとして課題を蓄積し、可能な限りリアルタイムに近い形で情報が活用できるように工夫する必要がある。

指摘	B-9	適正な人件費の計上について
改善事項	収支実績書の人件費は概算金額となっており、実績額の報告が行われていない。施設所管課に報告する際は概算値ではなく、実績値で報告する必要がある。	

《補足》

指定管理者は、施設所管課に対して収支状況の報告を行う必要があり、パート職員の人件費支出は実績額で報告されているが、正規職員分に関しては実績額ではなく役職等によって定められた概算額での報告が行われている。

正規職員の人件費は指定管理者の本部で計算されているため、ビーコンプラザ内の事務所で算出することはできない。そのため、月次では簡便的に役職ごとに定められた定額を費用計上し、本部へ同額を送金している。

このように、本部で給与計算が行われるため期中では概算金額で費用計上することも止むを得ない一面もあるが、決算報告の際には実際に発生した人件費に修正して報告する必要がある。そのため、確定した人件費と本部へ送金した金額の差額については精算を行い、実際に支出した人件費に修正後の金額をもって、施設所管課に報告すべきである。

また、施設所管課においても、報告される支出の内容については実績値で報告されていることを確認する必要がある。

指摘	B-10	契約書と異なる委託金額の報告について
不備事項	県に報告されている第三者委託の金額が、構成団体が外部（第三者）と契約した金額ではなく、共同事業体が構成団体に支払う金額で報告されていた。共同事業体は構成団体との間で書面を交わしておらず、客観的には報告金額が不適切なものとなっている可能性がある。	

《補足》

当指定管理業務においては、県と共同事業体と契約を結んでいる業務の中で一部について第三者委託が行われている。この第三者委託について、指定管理者から県に報告された金額と、構成団体と委託業者との契約書に記載されている金額（契約金額）が一致しておらず、県に報告された金額の根拠、合理性を判断できなかった。



AとB	共同事業体から県に対する報告金額について、一部において契約書などの具体的な根拠資料が確認できず、BからCに支払った実額が報告されている。
BとC	契約書は監査時点において作成されていなかった。
CとD	契約書は存在したが、共同事業体から県に報告された金額と異なっていた。

施設所管課によると、第三者委託契約金額の差異率は 16.3%となっている。委託金額の差額については、構成団体の収入となっている可能性が高く、構成団体と委託業者との契約金額が異なっていたことを、施設所管課は認識していなかったものと思われる。また、委託金額が異なる場合、その報告を指定管理者へ義務付けていなかったし、指定管理者からの自主的な報告も行われておらず、現状の取引・報告の流れは、不適切である。

この点については、「共同企業体による指定管理施設の管理・運営に関する実態調査報告書」（2008年4月、財団法人地方自治総合研究所 全国地方自治研究センター・研究所）において問題提起がなされており、参考にされたい。

指摘	B-11	委託契約書の写しの入手漏れについて
不備事項	施設所管課において管理業務に係る再委託契約書が漏れなく入手されてはいない。基本協定書に基づき書類の入手、保管を行い、事業開始までに十分な検討を行う必要がある。	

《補足》

「大分県立別府コンベンションセンターの管理に関する基本協定書」によると、管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、当該第三者との契約書の写しを速やかに県に提出しなければならないとされている。

指摘	B-12	共同事業体と構成団体との収益配分について
改善事項	共同事業体の代表団体の銀行口座を経て、構成団体に対して施設等維持管理費名目で毎月定額が送金されていたが、当該送金額に係る覚書等の文書化がされていなかった。そのため、送金額の妥当性が客観的に検討されているとは判断できない。	

《補足》

構成団体への定額送金額がそのまま収支実績書に記載されている。本来の収支差額を把握するには、第三者委託業務に関連して構成団体で発生した人件費等についても、可能な限り実額ベースで共同事業体の収支実績書に計上することが望ましい。

また、代表団体で保管されていた資料は共同事業体から構成団体への支出に係る証憑のみに留まっており、構成団体から委託業者への再委託金額の支払に関する証憑について、代表団体は入手・保管していなかった。

指摘	B-13	消防用設備点検結果不備事項の未着手について
不備事項	<p>毎年、消防用設備点検結果には多くの不備事項が検出されているが、大半がその後も是正されていない状況であった。不特定多数の人が利用する施設において、消防設備の不備が是正されない状況は問題であり、速やかに改善すべきである。</p>	

《補足》

平成 29 年 7 月 26 日の消防検査で指摘された事項のうち、改善されずに翌年度の平成 31 年 1 月 28 日の消防検査で再度指摘された不備事項があった。その主なものは以下のとおりである。

設備名	不備事項
スプリンクラー設備 (開放型)	<ul style="list-style-type: none"> ・呼水槽腐食 ・性能試験バルブ不良
スプリンクラー設備 (閉鎖型)	<ul style="list-style-type: none"> ・末端試験弁下側バルブ圧力漏れあり ・ディスクパッキン老化による漏水あり
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・煙感知器汚れ警報発報
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙口動作不良 ・ダンパー動作不良
防排煙	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター降下不良
誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー容量不足

重要度の高い排煙口動作不良や防火シャッター降下不良などの指摘に関しては、他の経費に優先して改善すべき事項である。

指摘 B-14	備品台帳の更新不備について
不備事項	新規に貸与された備品が指定管理者の備品台帳に登録されていない状況が見られた。県有財産に関しては、備品台帳に登録したうえで管理する必要がある。また、貸与した施設所管課においても、貸与資産が指定管理者の備品台帳に登録されていることを確認する必要がある。

《補足》

備品台帳に登録されていなかった備品

品名	メーカー	形式／型番	取得年月	実数
ビジネスプロジェクター	エプソン	EB-G7200W	平成 30 年 1 月	1
業務用ディスプレイ (案内用デジタルサイネージ)	シャープ	PN-Y556	平成 31 年 3 月	1
業務用ディスプレイ (案内用デジタルサイネージ)	シャープ	PN-Y496	平成 31 年 3 月	1

基本協定上は貸与した備品は備品台帳に記載し、使用できる状態を保つ必要がある。

<p>基本協定 (甲による備品等の貸与) 第 18 条 甲は、別紙 2 に掲げる備品等 (I 種) を無償で乙に貸与する。 2 乙は、指定期間中、備品等 (I 種) を常に良好な状態に保つものとする。</p>
<p>基本協定 別紙 2 管理物件 (2) 管理物品 1) 備品等 (I 種 : 本協定 第 18 条) センターの備品等として甲が準備し、乙に貸与するもの。 別冊、備品台帳のとおり</p>

指摘	B-15	使用が見込まれない備品の処分について
改善事項	<p>備品台帳に開業年度(平成7年度)に取得した資産が登録されており、この中にはアナログ機器も存在し、今となっては使用することができない備品も含まれている。</p> <p>資産管理業務の軽減や設置置場の有効利用等の観点から廃棄処理を検討する必要がある。</p>	

《補足》

使用が見込めない備品は、以下のとおりである。

使用が見込めない備品

品名	取得年月
音響設備	平成7年 2月
映写機 (オーバーヘッドプロジェクター)	平成7年 2月

施設 4	大分農業文化公園	指定管理
施設 5	大分県都市農村交流研修館	

所管部課室	農林水産部 地域農業振興課
施設所在地	杵築市山香町大字日指 1 - 1
施設概要	資料編 P 26～35
施設略称	農業文化公園、交流研修館
指摘略号	C

【監査結果】

指摘 C-1	将来的なあり方と維持管理・更新費用について
勸奨事項	当該施設の設置目的が将来的にも県民のニーズに合致するものかどうか、検討を行ったうえで当該施設の将来的なあり方（将来ビジョン）を定め、それに基づいて修繕や追加投資の是非を検討すべきである。

《補足》

農業文化公園は、「豊かな自然と親しみながら、農業・農村の文化等に関し学習する機会を提供することにより、農業・農村及び自然環境に対する県民の理解を深めるとともに、新しい農業・農村づくりに資する」（大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例第1条）という目的を達成するために、平成13年度に設置された。

開園当初においては、県民の間に上記のような県民ニーズがあったのかもしれない。しかし、開園後20年近く経過し、少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、現在においても上記のような県民ニーズがあるのか、今一度検討してみる必要がある。花々の鑑賞や収穫体験等を通じて農業や自然に親しむ体験は、民間の類似施設でも実施されており、必ずしも農業文化公園でなければ体験できないものではなくなっている。

このような社会環境においても、引き続き設置目的に沿った事業を継続していくのか、他の農業関連施設への転用を図っていくのか、農業関連以外の事業も行えるようにしていくのか、農業文化公園の将来的なあり方は、複数の選択肢があると思われる。

また、至る所で老朽化が顕著になっており、現場視察においても修繕が必要な

箇所が数多く確認され、維持管理・更新費の増加が容易に想像された。

今後、どの程度のコストを投入すべきかの判断は、先に述べた将来的なあり方が示されなければ判断できない。現状、将来的なあり方が十分に示されないまま、事業継続に必要な最低限の維持管理しか行われていないように見受けられる。

施設所管課においては、農業文化公園の将来的なあり方を示したうえで、中長期の維持管理、更新（もしくは処分）計画を策定することが望ましい。

指摘	C-2	国庫補助金により整備された施設について
勸奨事項	国庫補助金により整備された施設であっても、必要に応じて耐用年数到来前でも処分するかどうかの検討を行うべきである。	

《補足》

農業文化公園は「老朽化」とともに、遊休状態の施設も存在し、事業規模と比較して、オーバースペックな状況にあると感じた。過去に有休施設を取り壊すことが検討されたようであるが、国庫補助金を財源に整備されたため、取り壊せば国庫補助金返還の問題も生じ、耐用年数が経過する令和27年度までは取り壊せないジレンマを抱えている。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」

第22条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
------	---

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」

第14条	法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
------	---

上記法令は、補助金交付目的の達成に必要な規程であるが、社会情勢の変化に合わせた施設活用を望む地方公共団体には「施設の再整備を妨げる足かせ」にもなっていたため、以下の主旨により法令の弾力的な運用が図られることになっている。

- ・概ね 10 年経過した補助対象資産は、補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認は原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす（包括承認制）。
- ・承認では、用途や譲渡先等について差別的な扱いをしない及び国庫納付を求めない。
- ・有償の譲渡・貸付の場合は、国庫納付を求める等最小限の条件を付す。
- ・概ね補助事業終了後 10 年経過前であっても、災害による損壊等補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生制度の施策に伴う財産処分については、同様の取扱いとする。

各省庁は、この運用の弾力化の主旨に沿った通知を行っている。

農業文化公園は農林水産省の補助金で整備されているが、農林水産省においても「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知、平成 30 年 3 月 30 日最終改正）により、同内容が通知されている。

上記通知に従えば、一定の条件を満たすことにより最短 10 年で処分することが可能である。もちろん、処分（取り壊し等）に伴う予算も必要となるが、オーバースペックな状況を解消する一案として検討されたい。

なお、各省庁が同様の通知を行っているので、農業文化公園に限らず他省庁の国庫補助金で整備された県有施設の処分の検討を行う際にも、参考にされたい。（参考文献：「補助金等により整備した公共施設の他用途展開に関する調査研究」一般社団法人地方自治研究機構、平成 31 年 3 月）

指摘	C-3 遊具等の計画的な保全措置の実施について
改善事項	開園当時から設置している遊具については、標準使用期間を超過しており、利用者の安全対策上早急かつ計画的に修繕していくことが望ましい。

《補足》

保全措置の対象一覧に保全措置が必要な資産が多数記載されている状況であり、撤去も含め計画的な保全が必要となっている。

特に開園（平成 13 年度）当時から設置されている遊具は、設置後 20 年近くが経過しており、標準使用期間を経過している（一般社団法人日本公園施設業協会が定めた遊具の標準使用期間は、構造部分が鉄製の場合は 15 年、木製の場合は 10 年が目安とされている）。今後は利用者の安全面を第一に、計画的な保全措置を実施すべきである。

指摘	C-4	利活用策の検討について
勸奨事項	事業目的に賛同してくれる企業、団体等を募り、それら団体等の保有する資源を活用し、少ない予算でも実施できるイベント等の企画を検討し、将来的には、イベント企画や集客ノウハウを有する企業、団体等を何らかのかたちで参画させることも検討すべきである。	

《補足》

農業文化公園には、下記の課題がある。

- ① 財源不足（新規事業に取り組む財源が無い）
- ② 行政連携（関係自治体の動きが鈍い）
- ③ データ不足（利用者ニーズに関するデータや基礎的な数値が不足）
- ④ 指定管理者のノウハウ不足（企画・追加資金・広報の力が不足）

これらの課題について、個別に検討する。

課題①「財源不足」（新規事業に取り組む財源が無い）

県の厳しい財政事情を勘案すれば、新規事業に取り組むためには自主財源を増やすことが必要条件と考えられる。自主財源としては、利用料金や飲食収入、物品販売収入等があるが、いずれも入園者を対象としているため入園者が増加しない限り大幅な増加は見込めないのが現状である。

そのため、少ない予算で新規事業を実施する手段がないか検討することになるが、例えば、当該施設の事業目的に賛同してくれる企業、団体等を募り、イベント等を企画する際には、それら団体等からヒト、モノ、カネの提供を受けて実施すること等も有用である。

イベント等の実施は、それら企業等の商品やサービス等の取扱量の増加に繋がるように企画すれば、賛同する企業等が現れるであろう。また、企業等は、県の政策目的に賛同し協力している実績を社内外にアピールでき、知名度やイメージ等の向上に繋がることを期待して、手を挙げることも想定される。

これは、いわゆる「企業C S V」を活用した手法であり、農業文化公園側の事業目的に沿いつつ、企業側でも何らかの利益が得られるような企画を考案できれば、他施設においても活用できる手法である。

[企業C S V]

企業C S V (Creating Shared Value) とは、「共通価値の創造」を意味し、企業が社会貢献活動と利益の追求を同時に実現できる手法のことを言う。

[企業C S Vの具体例]

事業会社と農家が契約し、事業会社のための茶葉を生産してもらいかわりにすべての茶葉を購入するというものである。事業会社は安定して茶葉を仕入れることができ、農家側も安定した収入が得られる、事業会社と農家が win-win で繋がる仕組みである。事業会社は「緑茶の原料である茶葉を安定的にかつ高品質で仕入れるという自社の利益」と「農家の教育と安定的な収入の確保という社会的課題の解決」を同時に実現する取組である。

課題②「行政連携」(関係自治体との連携が難しい)

農業文化公園には、宇佐市と杵築市の所有施設も含まれるため、県の判断のみで運営を判断することが難しい部分もある。幾度となく県及び両市の施設所管課の間で協議を行ったが、施設の有効利用に至っていないようである。

施設所管課の間での協議では進展が見込めない場合は、市町村連携を担う部署が協議に参画することも有効かも知れない。

課題③「データ不足」(利用者ニーズに関するデータや基礎的な数値が不足)

基本協定書第 29 条によれば、「指定管理者は施設利用者の満足度を調査するため、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取するとともに、その結果を速やかに県に報告する必要がある。また、指定管理者は、その調査結果に基づき、施設利用者の利便性の向上を図る上での課題を分析し、速やかに業務改善策をとりまとめ、実施するもの」としている。

農業文化公園においても、上記の規定に従いアンケートを実施し、その結果

を集計及び分析し、業務改善策を立案・実施している。しかし、アンケートの分析結果と実施した業務改善策との関連性が今ひとつ判然としない。分析結果のどの点を受け、この業務改善策に至ったのかという点が不明瞭である。

この原因として、アンケートの内容も関係している。例えば、現在のアンケートでは「利用目的は、何ですか?」と「公園利用で満足しましたか?」という質問がそれぞれ独立した設問となっており、利用目的ごとの満足度が分析できなくなっている。

また、「(公園利用において)不満だった点は、どこですか?」という質問に対して、「公園全体(広さ・雰囲気等)」という選択肢で回答を得たとしても、具体的に「公園のどこに不満だったか?」が分からない形式になっている点等は、改善の余地がある。利用者のニーズに即した業務改善策を立案・実施するために、アンケート内容の改善を進めるべきである。

課題④「指定管理者のノウハウ不足」(企画・追加資金・広報の力が不足)

現在の指定管理者(大分県農業農村振興公社)は、施設管理に強みを持ち、知識と経験を有した公社職員によって、広大な管理区域を効率よく管理している。またイベント企画(コキアレッドフェスタ等)の充実にも尽力し、集客に結びつけつつある点は評価できるが、今後も継続的に集客活動を進めることが必要であり、公社の他に「イベント企画や集客ノウハウを有する企業、団体等」を何らかの形で参画させることが有用である。

企業・団体等との連携については、以下の方法が考えられる。

1. 企業・団体との連携

1) 連携目的

- ・外部の専門機関による視点で、施設の利活用を検討する。
- ・指定管理者の不得意な分野(本業外の分野)を補完する。
(助言に留まらず、業務提携、又は再委託等も想定される。)

2) 連携内容(企業の例:各種コンサルタント、広告代理店等)

①助言

集客施設の潜在能力を生かして、魅力を高める管理・運営・広報について、企業等から助言を得る。

[過去の実施例]

- ・キャンプ施設に対するマーケティング調査(行政企画課)

②指定管理者との業務提携、施設所管課からの委託